

必ずチェック 最低賃金！使用者も 労働者も

最低賃金制度とは、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、大阪府内のすべての労働者を対象とする「大阪府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定（産業別）最低賃金」とがあり、それぞれ原則としてパート、臨時、派遣、アルバイトなどを含めすべての労働者に適用されます。

これらの最低賃金は、賃金・物価の動向等に応じて改定してきており、現在の時間額は表のとおりとなっています。

詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課（電話０６－６９４９－６５０２）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

最低賃金の件名		時間額	発効年月日
大阪府最低賃金		８１９円	平成２５年１０月１８日
特定（産業別）最低賃金	塗料製造業	８７０円	平成２５年１０月３１日
	機械・金属製品製造 関連産業	８５０円	
	電気機械器具製造 関連産業	８２７円	平成２５年１１月９日
	鉄鋼業	８６５円	平成２５年１１月２日
	非鉄金属製造 関連産業	８２６円	平成２５年１２月１日
	自動車・同附属品 製造業	８４８円	平成２５年１１月３０日
	自動車小売業	８３８円	
各種商品小売業		８１９円 (大阪府最低賃金額を適用)	平成２５年１０月１８日